

ID: 1088

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	土地、水面等の使用及び収用等の処分		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第36条第2項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第36条第2項の規定による。 (土地、水面等の使用及び収用)</p> <p>第36条 第24条の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。</p> <p>2 漁港管理者は、非常災害のために急迫の必要がある場合には、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は前項の規定によらないで左に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1) 必要な土地、水面、船舶又は工作物を使用すること。</p> <p>(2) 土石、竹木その他の物件(前号に掲げる物を除く。)を使用し、又は収用すること。</p> <p>3 第24条第3項の規定は、前項の処分をした場合に準用する。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日